

これからの部活動改革の方向性

石川県教育委員会事務局保健体育課

本日の説明内容

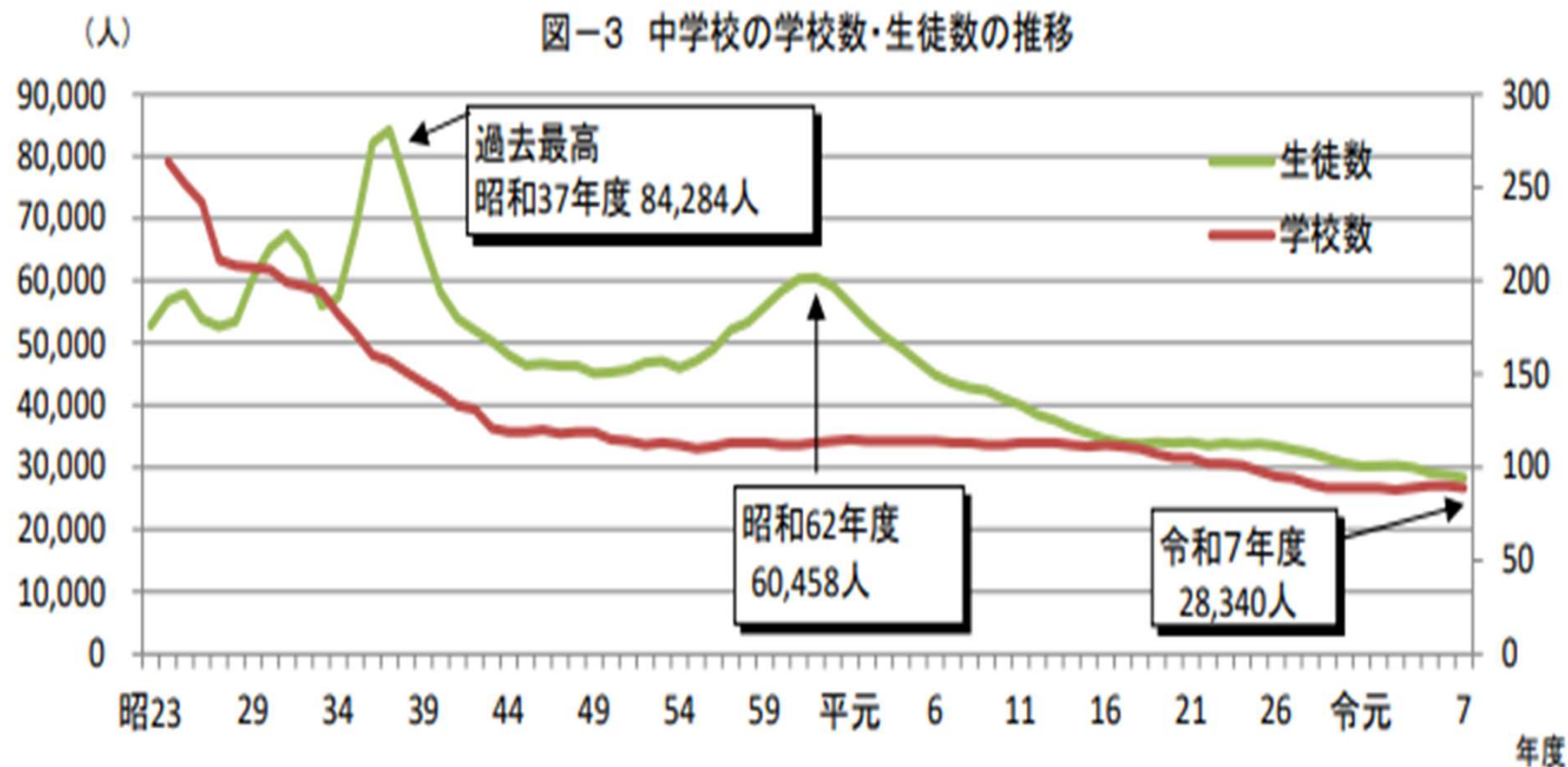
- 1 なぜ、部活動改革を進める必要があるのか
- 2 部活動改革の方向性
- 3 取組内容と課題
- 4 最後に

本日の説明内容

- 1 なぜ、部活動改革を進める必要があるのか**
- 2 部活動改革の方向性
- 3 取組内容と課題
- 4 最後に

なぜ、部活動改革を進める必要性があるのか

本県中学生人口の推移



令和7年度学校基本統計速報より

なぜ、部活動改革を進める必要性があるのか

本県中学生の部員数及び運動部活動加入率

運動部	中学校		高等学校	
	部員数（人）	加入率	部員数（人）	加入率
平成27年度	23,890	72.7%	17,979	56.7%
令和2年度	21,169	70.0%	16,141	54.1%
令和7年度	18,313	64.4%	15,081	54.0%

県中体連、県高体連調査より

なぜ、部活動改革を進める必要性があるのか

① 少子化の進展

少子化により、学校の規模が小さくなる中、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できない

② 学校における働き方改革

学校における働き方改革の必要性が高まる中、学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない

(参考1) 中学生世代の人口推計 2023年：約322万人 ⇒ 2033年：約259万人

(参考2) 中学校教師の時間外在校等時間 R4：約58時間 ⇒ 目標(R11)：約30時間

(参考3) 学校部活動の意義

- ・生徒が、身近に、気軽に、安全・安心な環境の下で、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を公的に保障
- ・生徒の体力向上、責任感・連帯感・リーダーシップの育成、好ましい人間関係の構築などに寄与 など

- 
- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、地域全体で支える仕組みの構築が必要
 - これにより、生徒の活動機会の維持にとどまらず、多種多様な体験の実現や、良質な指導等を通じた活動の質向上、地域社会の維持・活性化等につながることも期待

本日の説明内容

- 1 なぜ、部活動改革を進める必要があるのか
- 2 部活動改革の方向性**
- 3 取組内容と課題
- 4 最後に

部活動改革の方向性

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要②（令和7年12月）

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【中間評価】

改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主要要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

スポーツ庁資料抜粋

学校部活動が担ってきた教育的意義の例

- ・ スポーツ ・ 文化芸術 ・ 科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ・ 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン」より抜粋

地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例

- ・生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ・生徒の個性・得意分野等の尊重
- ・学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ・地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ・学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導等

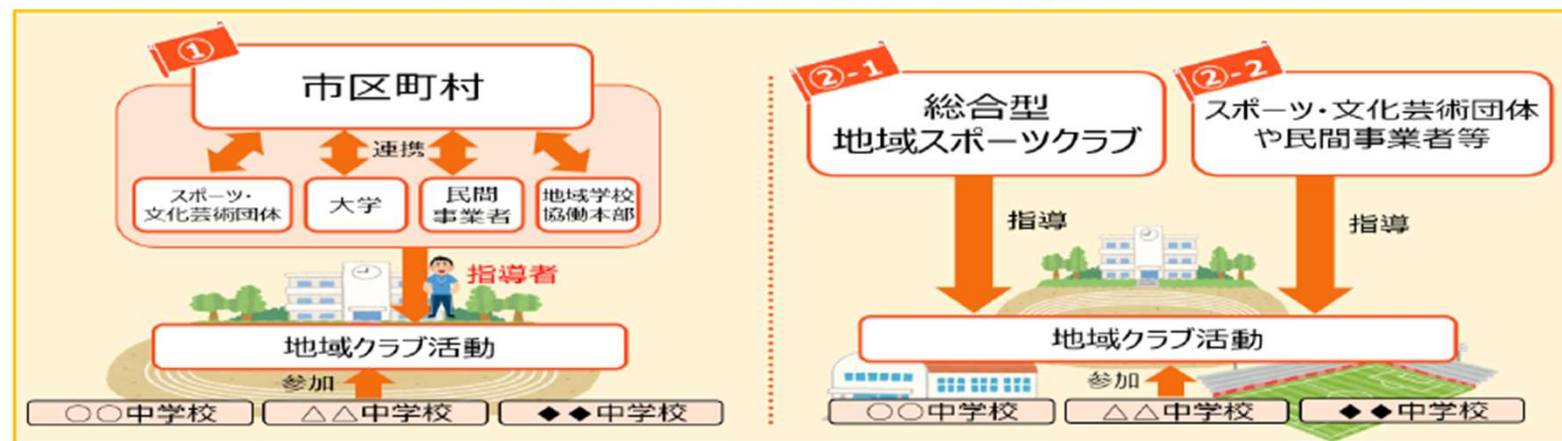
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン」より抜粋

部活動改革の方向性

少子化が進む中でも、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保・充実するため、学校部活動の『地域連携』及び『地域展開』を推進



【「地域クラブ活動」のイメージ】



スポーツ庁資料抜粋

部活動改革の方向性

◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間**を「**改革推進期間**」と位置付け
- ・ **まずは、休日**における地域の環境整備を着実に進める。**地域の実情に応じて可能な限り早期の実現**を目指す

改革推進期間(R5~R7)

地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（モデル事業）			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算額 (スポーツ・文化)	11億円	27億円	45億円
市区町村数	スポーツ： 339市区町村 文化：95市区町村	スポーツ： 510市区町村 文化：161市区町村	スポーツ： 670市区町村 文化：251市区町村

※予算額は補正を含む。

◆「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(令和6年8月～)

- ・ 「**改革推進期間**」終了後（**令和8年度以降**）の改革の方向性や総合的な方策を検討
- ・ 令和6年12月に中間とりまとめ、**令和7年5月16日に最終とりまとめ**

※給特法改正・スポーツ基本法改正（令和7年6月）
部活動の地域展開等に関する規定が創設

◆部活動改革に関する新たなガイドラインの策定(令和7年12月 文部科学省)

◆新たな補助制度の創設

(令和7年度補正予算：82億円、令和8年度予算：57億円 **計139億円**)

R8以降に向けた対応

部活動改革の方向性

部活動の地域展開等の進捗状況（休日）

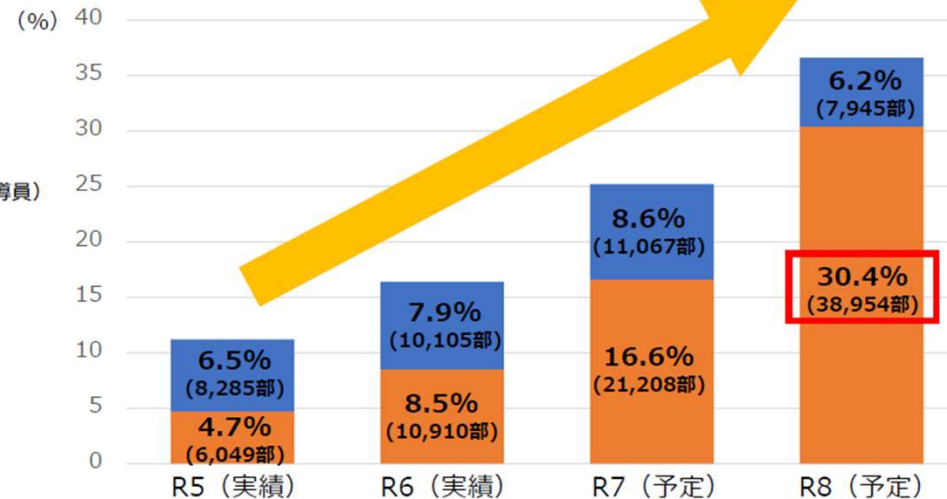
- 「改革推進期間」が始まった令和5年度以降、部活動の地域展開等が着実に進捗
- 「改革実行期間」が始まる令和8年度には、約3割の部活動が地域展開し、地域クラブ活動となる予定。
スポーツで1,097自治体、文化芸術で646自治体が地域展開に取り組む予定。

◆部活動数 （スポーツ・文化芸術合計）

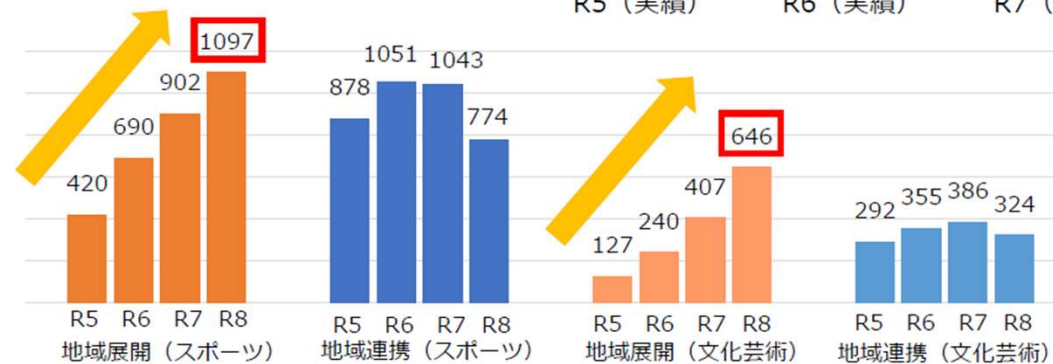
（スポーツ・文化芸術合計）

■ 地域展開（地域クラブ活動）

■ 地域連携（合同部活動・部活動指導員）



◆自治体数



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査
（スポーツ庁・文化庁）

＜調査期間＞2025年5月7日～6月6日
＜調査対象＞全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態、「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用両方又はいずれかを行っている状態を指す

※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

※3 自治体数は都道府県及び市区町村等の合計

スポーツ庁資料抜粋

部活動改革の方向性

部活動の地域展開等の進捗状況（平日）

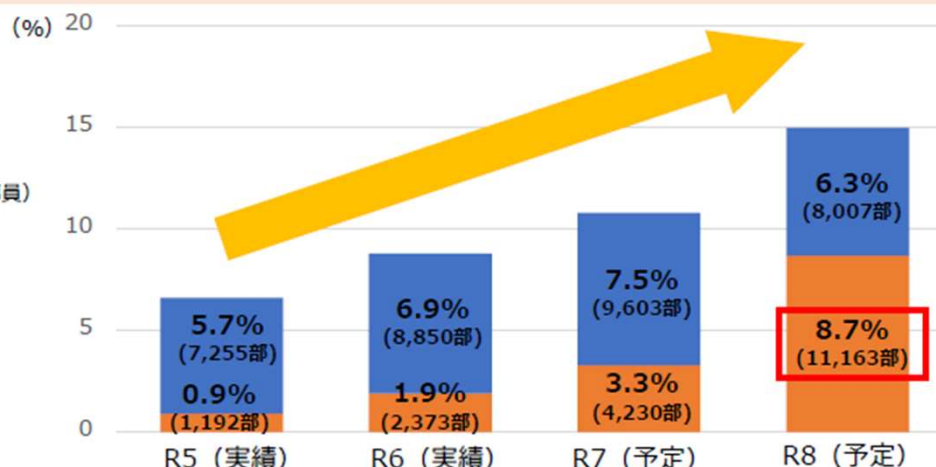
- 「改革推進期間」が始まった令和5年度以降、部活動の地域展開等が少しずつ進捗（休日と比べると進捗は緩やかな状況）
- 「改革実行期間」が始まる令和8年度には、**1割弱の部活動が地域展開**し、地域クラブ活動となる予定。
スポーツで525自治体、文化芸術で236自治体が地域展開に取り組む予定。

◆部活動数

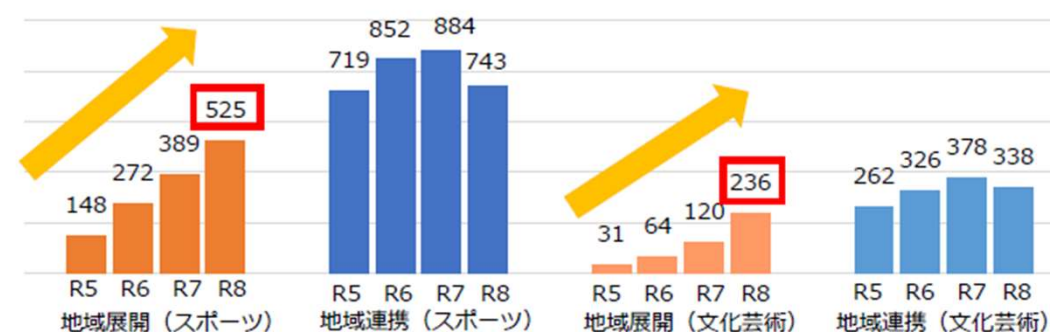
（スポーツ・文化芸術合計）

■ 地域展開（地域クラブ活動）

■ 地域連携（合同部活動・部活動指導員）



◆自治体数



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査
(スポーツ庁・文化庁)

＜調査期間＞2025年5月7日～6月6日
＜調査対象＞全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態。
「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用が両方又はいずれかを行っている状態を指す

※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

※3 自治体数は都道府県及び市区町村等の合計

スポーツ庁資料抜粋

部活動改革の方向性

部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

部活動改革の方向性

部活動の地域展開等推進事業



事業の目的

中学校の部活動の地域展開等と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向け、部活動の地域展開等の推進に必要な経費のうち、都道府県、指定都市及び市区町村等（指定都市を除き、市区町村等の一部事務組合を含む。以下同じ。）が要する経費についての補助を行い、もって将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

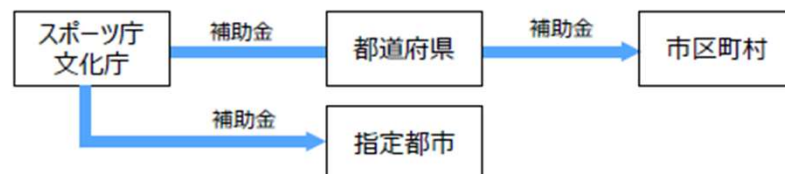
＜補助割合と支援スキーム等＞

（１）部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）

- ① 休日の地域クラブ活動費等の支援（国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※
- ② 地方公共団体の体制整備等（国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※
- ③ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応（補助割合：国10/10）
- ④ 中学校における部活動指導員の配置支援（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※

一体的に執行

※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3



（２）部活動の地域展開等推進事業（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）

- ⑤ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（補助割合：国1/2、指定都市・市区町村等：1/2）※

※都道府県が実施主体の場合は国1/2、都道府県1/2



スポーツ庁資料抜粋

部活動改革の方向性

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営・実施する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

部活動改革の方向性

1. これまでの経緯

(1) 現状

調査データによると、①地域クラブ活動の参加費の実態（休日）は月額3,000円未満が9割程度を占めており、②保護者が妥当だと思う参加費の水準（休日）も月額3,000円未満が8割程度を占めている。

（そのうち、月額1,000円～3,000円が5～6割程度、月額1,000円未満が3割程度）

(2) 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）（抜粋）

- ・地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に、地域展開等を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- ・受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある。

(3) 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）（抜粋）

地域クラブ活動に関する認定要件

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

2. 参加費のイメージ

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。
- 地方公共団体の判断によっては、参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営するということもあり得る。

部活動改革の方向性

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

4. 市区町村等が定める研修（研修実施者）

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

5. 登録手続き



地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	研修メニュー例
① 総論・制度	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
② 基本姿勢・ 服務規律	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③ 生徒への指導	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等） 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④ 安全管理・ 事故対応等	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤ 保護者や学校 との連携	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

- ※ 1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。
- ※ 2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。
- ※ 3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。

スポーツ庁資料抜粋

本日の説明内容

- 1 なぜ、部活動改革を進める必要があるのか
- 2 部活動改革の方向性
- 3 取組状況と課題**
- 4 最後に

石川県の取組状況

	期 間	年 度	事 業	実施市町
改革推進期間	令和5年度 ～ 令和7年度	令和5年度	国実証事業	5市町
		令和6年度		12市町
		令和7年度		13市町
改革実行期間	令和8年度 ～ 令和13年度	令和8年度	国補助事業	16市町

石川県の主な取組

- ・ 地域クラブ活動指導者研修
- ・ 市町全体協議会
- ・ 19市町ヒアリング
- ・ 部活動地域展開シンポジウム 等で市町を伴走支援

石川県の取組状況

休日の地域展開完了	種 類	市 町
令和7年度	運動部	加賀市 小松市 かほく市 中能登町 能登町
	文化部	加賀市 川北町 かほく市 穴水町 能登町 珠洲市

休日の地域展開完了予定	種 類	市 町
令和8年度	運動部	内灘町 七尾市 穴水町 珠洲市
	文化部	小松市 内灘町

石川県内市町の主な課題

主な課題	市町数	主な課題	市町数
指導者の量の確保	19	関係団体との連携	2
財源確保	7	生徒の実施機会の格差	1
活動場所の確保・調整	5	部活動の廃部	1
移動手段の確保	4	推進計画等の策定	1
関係者への周知・理解	3	学校との連携	1
指導者の育成	3	コーディネーターの確保	1
体制づくり	3	少子化による団体競技の維持	1
受け皿団体の確保	2	指導者と保護者の連携	1
指導者の質の確保	2	合同開催による学校ごとの方針やレベルの差異	1

取組地域の成果と課題

休日・平日ともに地域展開した地域の成果と課題

生徒

- 選択肢が拡大
- 専門的な指導者受けられる
- △通うのが大変
- △活動時間が遅い（平日）

保護者

- 部活動にない種目ができる
- 指導者の体制が変わらず安心
- △送迎が大変
- △部活動よりも経費がかかる

地域・指導者

- 種目を維持できる
- 地域の活性化のつながる
- やりがいがある
- △指導者も仕事があり負担がある
- △事務作業が多い

教員

- 授業準備がしっかりとできる
- 勤務時間を意識するようになった
- △子どもの活動が見えない
- △地域クラブとの連携のしかた

本日の説明内容

- 1 なぜ、部活動改革を進める必要があるのか
- 2 部活動改革の方向性
- 3 取組状況と課題
- 4 **最後に**

最後に

部活動・地域クラブ活動指導者としての4つの役割

①【福祉的な視点】

地域の子供たちの
居場所づくりの担い手

②【教育的な視点】

スポーツや文化活動を通じた
心身の成長のサポーター

③【社会創造の視点】

まちづくり・関係づくり
文化の継承と普及の推進者

④【競技的な視点】

競技力やパフォーマンス力の
向上を促進するコーチ

最後に

部活動改革推進に向けて

意識改革

- ・「部活動改革」は意識改革が重要
- ・全ての関係者が自分事として取り組む
- ・ポジティブシンキングで新しいことにチャレンジし、創出を！

チャンス

- ・スポーツ・文化芸術団体にとっては、千載一遇のチャンス到来！
- ・競技団体は愛好者を増やす絶好の機会
- ・地域と連携し、社会的存在意義を高めて団体が発展する機会

共通の目標

- ・〔子供たちのため〕という目標や目的は共通しているはず！
- ・多様な主体の関係者が「対話」と「連携」で課題解決を！

最後に

「地域の最適解は地域にある。それぞれの地域ごとに違うようなクラブ運営が行われる必要があると思っていますし、金太郎飴のように同じような形の地域クラブばかりではない。むしろ、そういう形じゃないほうが永続性もあるし、将来の持続可能性もあると思っています。」

スポーツ庁地域スポーツクラブアドバイザー
友添 秀則 環太平洋大学 体育学部 教授

最後に

部活動が変わる、未来が広がる。

ご清聴ありがとうございました。